

## 下水道へ接続する際に利用できる各市町村の支援制度の概要

### 1. 汲取り 下水道

平成23年4月1日現在(単位:円)

	利子補給・融資斡旋制度			補助金制度			融資制度		
	始期 年度	上限額	備考	始期 年度	上限額	備考	始期 年度	上限額	備考
水戸市	S49	480,000		-	-	-	-	-	-
日立市	S48	500,000		S48	14,200		-	-	-
				S54	166,000	特別補助金(低所得者等向け)			
土浦市	S53	600,000	利子補給は3%まで。賃貸住宅は200万円が上限	H20	40,000		-	-	-
古河市	-	-	-	H13	30,000	貸家・店舗等は1万円	-	-	-
石岡市	-	-	-	H20	40,000	一律4万円を支給	-	-	-
結城市	-	-	-	-	-	-	S53	300,000	賃貸住宅の場合、3棟90万円が上限
龍ヶ崎市	S55	600,000		S55	40,000		-	-	-
下妻市	H11	500,000		H11	13,000	賃貸住宅の上限は3万5千円	-	-	-
常総市	H14	1,000,000	賃貸住宅は1世帯30万円、6件が上限	H13	13,000	賃貸住宅は1世帯7千円、5件が上限	-	-	-
常陸太田市	H02	500,000	・汚水処理開始日から1年以内に水洗化したものは融資期間から受けた融資額に対する利子(延滞利子を除く) ・汚水処理開始日から2年以内に水洗化したものは融資期間から受けた融資額に対する利子(延滞利子を除く)の1/2に相当する額 ・汚水処理開始日から3年以内に水洗化したものは融資期間から受けた融資額に対する利子(延滞利子を除く)の1/3に相当する額	-	-	-	-	-	-
北茨城市	H17	500,000	2工事箇所以降は25万円/箇所を追加	-	-	-	-	-	-
笠間市	H04	600,000		H20	40,000		-	-	-
牛久市	S57	300,000	融資斡旋額・利子の半額を補助	-	-	-	-	-	-
つくば市	H01	500,000	賃貸住宅については1世帯20万円を上限に5世帯まで	H20	40,000		-	-	-
ひたちなか市	S54	700,000		-	-	-	-	-	-
鹿嶋市	S60	300,000		S60	50,000		-	-	-
潮来市	S57	-	上限額は見積書に基づき市長が査定した額の90%以内	S57	50,000		-	-	-
守谷市	S56	600,000		H12	上限なし	生活保護	-	-	-
常陸大宮市	接続支援制度なし								
那珂市	接続支援制度なし								
筑西市	H17	600,000	供用開始1年以内、賃貸住宅の上限額は120万円	H17	30,000	供用開始1年以内 流域内は5万円	-	-	-
坂東市	H04	750,000	賃貸住宅については1件につき35万円を上限	-	-	-	-	-	-

1. 汲取り 下水道

平成23年4月1日現在(単位:円)

	利子補給・融資斡旋制度			補助金制度			融資制度		
	始期 年度	上限額	備考	始期 年度	上限額	備考	始期 年度	上限額	備考
稲敷市	H17	上限なし	合併前の旧町村時代からあったものを継承	H17	50,000	合併前の旧町村時代からあったものを継承	-	-	-
かずみがうら市	H17	1,000,000	現行上限額は一般住宅:100万円, 賃貸住宅:150万円	H20	50,000	供用開始後1年以内:5万円 2年以内:4万円 3年以内:2万円	-	-	-
桜川市	-	-	-	H20	40,000		-	-	-
神栖市	S52	300,000		S52	50,000	一律5万円	-	-	-
行方市	H09	500,000		H09	40,000	公共下水道区域全域補助対象(補助金額3万円 4万円)	-	-	-
つくばみらい市	H05	500,000	賃貸住宅については1件15万円を上限に5件まで	-	-	-	-	-	-
小美玉市	-	-	-	H15	40,000	供用開始1年以内:4万円 1年以上3年以内:2万円	-	-	-
茨城町	H16	500,000		H20	40,000		-	-	-
大洗町	-	-	-	H08	30,000	1年以内:3万円, 2年以内:2万円, 3年以内:1万円	-	-	-
城里町	-	-	-	H16	上限なし	生活保護	-	-	-
東海村	H01	400,000		H01	30,000		-	-	-
美浦村	-	-	-	H18	70,000	供用開始3年以内の住宅・事業所は7万円, 賃貸住宅は3万5千円	-	-	-
阿見町	S59	500,000	賃貸住宅については1件5万円を上限に5件まで	H20	40,000		-	-	-
河内町	H04	500,000		H19	50,000		-	-	-
八千代町	H17	500,000	賃貸住宅については1世帯15万円を上限に5世帯まで	H17	13,000	賃貸住宅については1世帯7千円を上限に5世帯まで	-	-	-
五霞町	S60	150,000		-	-	-	-	-	-
境町	H09	750,000	利率は3%, 賃貸住宅については1件35万円で4件まで	-	-	-	-	-	-
利根町	H07	600,000		-	-	-	-	-	-
取手組合	S60	300,000	賃貸住宅については1件10万円を上限に5件50万円まで	S60	上限なし	生活保護法第11条第1項の扶助を受けているもので建築物を所有する改造者に対する助成制度	-	-	-
日立・高萩組合	H01	500,000		H01	166,000	特例者(低所得者)補助金	-	-	-
				H01	14,200				
ひたちなか・東海組合	接続支援制度なし								
実施市町村等数	32/43市町村・組合			29/43市町村・組合			1/43市町村・組合		

## 下水道へ接続する際に利用できる各市町村の支援制度の概要

2. 浄化槽 下水道

平成23年4月1日現在(単位:円)

	利子補給・融資斡旋制度			補助金制度			融資制度		
	始期年度	上限額	備考	始期年度	上限額	備考	始期年度	上限額	備考
水戸市	S49	480,000		-	-	-	-	-	-
日立市	S48	250,000		S48	7,100		-	-	-
				S54	83,000	特別補助金(低所得者等向け)			
土浦市	S53	600,000	単独浄化槽のみ適用	H20	40,000	単独・合併浄化槽どちらにも適用	-	-	-
古河市	-	-		H13	30,000	貸家・店舗等は1万円	-	-	-
石岡市	S58	500,000		H20	40,000	一律4万円を支給	-	-	-
結城市	-	-		-	-		S53	300,000	賃貸住宅の場合、3棟90万円が上限
龍ヶ崎市	S55	600,000		S55	40,000		-	-	-
下妻市	H11	500,000		H11	13,000	賃貸住宅の上限は3万5千円	-	-	-
常総市	H14	1,000,000	賃貸住宅は1世帯30万円,6件が上限	H13	13,000	賃貸住宅は1世帯7千円,5件が上限	-	-	-
常陸太田市	H2	350,000	・汚水処理開始日から1年以内に水洗化したものは融資期間から受けた融資額に対する利子(延滞利子を除く) ・汚水処理開始日から2年以内に水洗化したものは融資期間から受けた融資額に対する利子(延滞利子を除く)の1/2に相当する額 ・汚水処理開始日から3年以内に水洗化したものは融資期間から受けた融資額に対する利子(延滞利子を除く)の1/3に相当する額	-	-		-	-	-
北茨城市	H17	250,000		-	-		-	-	-
笠間市	H04	600,000		H20	40,000		-	-	-
牛久市	接続支援制度なし								
つくば市	H01	500,000	賃貸住宅については1世帯20万円を上限に5世帯まで	H20	40,000		-	-	-
ひたちなか市	S54	700,000		-	-		-	-	-
鹿嶋市	S60	300,000		S60	50,000		-	-	-
				H19	100,000	浄化槽転用雨水貯留施設助成制度			
潮来市	S57	-	上限額は見積書に基づき市長が査定した額の90%以内	S57	50,000		-	-	-
守谷市	S56	600,000		H12	上限なし		-	-	-
常陸大宮市	接続支援制度なし								
那珂市	接続支援制度なし								
筑西市	H17	600,000	供用開始1年以内、賃貸住宅の上限額は120万円	H17	30,000	供用開始1年以内 流域内は5万円	-	-	-
坂東市	H04	750,000	賃貸住宅については1件につき35万円を上限	-	-		-	-	-
稲敷市	H17	上限なし	合併前の旧町村時代からあったものを継承	H17	50,000	合併前の旧町村時代からあったものを継承	-	-	-
かすみがうら市	H17	1,000,000	現行上限額は一般住宅:100万円,賃貸住宅:150万円	H20	50,000	供用開始後1年以内:5万円 2年以内:4万円 3年以内:2万円	-	-	-

2. 浄化槽 下水道

平成23年4月1日現在(単位:円)

	利子補給・融資斡旋制度			補助金制度			融資制度		
	始期年度	上限額	備考	始期年度	上限額	備考	始期年度	上限額	備考
桜川市	-	-	-	H20	40,000		-	-	-
神栖市	S52	300,000		S52	50,000	一律5万円	-	-	-
行方市	H09	500,000		H09	40,000	公共下水道区域全域補助対象 (補助金額30千円 40千円)	-	-	-
つくばみらい市	H05	500,000	賃貸住宅については1件15万円 を上限に5件まで	-	-	-	-	-	-
小美玉市	-	-	-	H15	40,000	供用開始1年以内:4万円 1年以上 3年以内:2万円	-	-	-
茨城町	H16	500,000		H20	40,000		-	-	-
大洗町	-	-	-	H08	30,000	1年以内:3万円, 2年以内:2万円, 3年以内:1万円	-	-	-
城里町	接続支援制度なし								
東海村	H01	250,000		H01	15,000		-	-	-
美浦村	-	-	-	H21	40,000	供用開始3年以内の住宅・事業 所は4万円, 賃貸住宅は2万円	-	-	-
阿見町	S59	500,000	賃貸住宅については1件5万円を 上限に5件まで	H20	40,000		-	-	-
河内町	H04	500,000		H19	50,000		-	-	-
八千代町	H17	500,000	賃貸住宅については1世帯15万 円を上限に5世帯まで	H17	13,000	賃貸住宅については1世帯7千円 を上限に5世帯まで	-	-	-
五霞町	S60	150,000		-	-	-	-	-	-
境町	H09	750,000	利率は3%, 賃貸住宅について は1件35万円で4件まで	-	-	-	-	-	-
利根町	H07	600,000		-	-	-	-	-	-
取手組合	S60	300,000	賃貸住宅については1件10万円 を上限に5件50万円まで	S60	上限なし	生活保護法第11条第1項の扶助 を受けているもので建築物を所 有する改造者に対する助成制度	-	-	-
日立・高萩組合	H01	250,000		H01	83,000	特例者(低所得者)補助金	-	-	-
				H01	7,100				
ひたちなか・東海組合	接続支援制度なし								
実施市町村等数	32/43市町村・組合			28/43市町村・組合			1/43市町村・組合		